

○飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱

平成28年4月4日
飯塚市告示第115号
改正 R2-49

(趣旨)

第1条 地域のごみ集積所の集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化に努め、地域の環境保全に寄与するため、市民がごみネット等を共同購入する経費に対して交付する飯塚市ごみネット等購入費補助金(以下「補助金」という。)については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「ごみネット等」とは、ごみ集積所の集積ごみが、カラス、犬、猫等により散乱することを防止できる構造、材質及び原材料のものをいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象者は、市民(自治会及び隣組を含む。)が共同で利用する当該地域内のごみ集積所において、ごみネット等を購入し、設置したもので、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) ごみネット等は、市のごみ収集業務及び周辺交通の支障とならない構造及び材質であること。

(2) 設置したごみネット等を自ら管理できること。

(R2-49一改)

(再交付要件)

第4条 同一集積所で再交付を受けようとする場合は、前回交付を受けた日から3年を経過しておかななければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、ごみネット等購入価格(消費税及び地方消費税を含む。)に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、ごみ集積所1箇所につき3,000円を限度とする。

(R2-49全改)

(交付申請書兼請求書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、飯塚市ごみネット等購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請の時期)

第7条 補助金の交付申請は、ごみネット等を購入した日から起算して90日以内になければならない。

(R2-49追加)

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定通知については、当該補助金の支払いをもってこれに代えるものとする。

3 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その理由を付して、申請者に飯塚市ごみネット等購入費補助金不交付決定通知書(様式第2号)で通知するものとする。

(R2-49一改・繰下)

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(R2-49繰下)

附 則

この告示は、平成28年4月4日から施行する。

附 則(令和2年3月6日 告示第49号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号(個人用)

年 月 日

飯塚市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

飯塚市ごみネット等購入費補助金交付申請書兼請求書

飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、請求します。

記

ごみネット等枚数	枚
利用する戸数	戸
購入価格	円
交付申請額(請求額)	円
添付書類	(1) 購入したごみネット等の領収書 (2) 位置図 (3) 利用者世帯名簿

※補助金の額は、ごみネット等購入価格(消費税を含む。)に3分の2を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、ごみ集積所1箇所につき3,000円を限度とする。

補助金振込先

振込金融機関名・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義(申請者に同じ)	

様式第1号(団体用)

年 月 日

飯塚市長 様

申請者 団体名
代表者住所
代表者氏名 ⑩
代表者電話番号

飯塚市ごみネット等購入費補助金交付申請書兼請求書

飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請し、請求します。

記

ごみネット等枚数	合計	枚
利用する戸数	合計	戸
購入価格	合計	円
交付申請額(請求額)	合計	円
添付書類	(1) 購入したごみネット等の領収書 (2) 位置図 (3) ごみネット等購入内訳	

補助金振込先

振込金融機関名・支店名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義(申請者に同じ)	

※補助金振込先口座名義が代表者と異なる場合は、委任書に署名・押印してください。

委任書 飯塚市ごみネット等購入費補助金の債務については、補助金振込先口座名義人に委任します。 年 月 日 団体名 代表者氏名 ⑩
--

ごみネット等購入内訳

団体名

代表者氏名

位置番号	戸数	購入価格	交付申請額
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
	戸	円	円
合計	戸	円	円

※補助金の額は、ごみネット等購入価格(消費税を含む。)に3分の2を乗じて得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、ごみ集積所1箇所につき3,000円を限度とする。

様式第2号(第8条関係)

(R2-49追加)

第 号
年 月 日

飯塚市ごみネット等購入費補助金不交付決定通知書

_____様

飯塚市長

印

年 月 日付で申請のありました飯塚市ごみネット等購入費補助金については、次の理由により交付できませんので通知します。

不交付決定の理由
